

堺市自転車利用環境計画策定検討懇話会要綱

(設置)

第1条 本市における自転車に係る施策を総合的かつ効果的に推進するため、堺市自転車利用環境計画を策定するに当たり、広く有識者、市民等から意見を聴取するため、堺市自転車利用環境計画策定検討懇話会（以下「懇話会」という。）を置く。

(構成)

第2条 懇話会は、委員15人以内で構成する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が選任する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 自転車振興に関連のある団体から選出された者
- (3) 公共交通事業者から選出された者
- (4) 市民活動団体から選出された者
- (5) 公募に応じた市民
- (6) 前各号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者

(座長)

第3条 懇話会に座長を置き、委員の互選により定める。

2 懇話会の会議は、座長が主宰する。

3 座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、あらかじめ座長の指名する委員がその職務を代理する。

(関係者の出席)

第4条 座長は、必要があると認めるときは、懇話会の議事に関係のある者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第5条 懇話会の庶務は、自転車まちづくり推進室において行う。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営について必要な事項は、座長が懇話会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、堺市自転車利用環境計画が策定された日の翌日に、その効力を失う。